

## 電子契約に関する事項（建設工事）

本件は、電子契約対象案件であり、その手続きは廿日市市電子契約実施要領に従って行う。

### 1 電子契約意向確認書

落札決定（随意契約の場合にあつては、契約の相手方決定）の日の翌日（廿日市市の休日を定める条例（平成元年条例第27号）第1条第1項に規定する市の休日（以下「休日」という。）に当たるときは、その翌開庁日）までに、「電子契約意向確認書」を電子メールにより提出するものとする。  
なお、電子契約を希望しない場合においても、提出すること。

◇様式の場所：<https://www.city.hatsukaichi.hiroshima.jp/soshiki/7/10382.html>

（廿日市市公式ホームページのトップページ>しごと・産業>入札・契約>入札契約制度>建設工事、測量・建設コンサルタント等業務関係様式集）

◇メールアドレス：keiyaku@city.hatsukaichi.lg.jp

### 2 契約手続きに係る書類の提出

電子契約の場合、契約手続きに係る書類は次のとおり提出する。

#### （1）契約保証金の納付に代わる保証に係る書類

契約保証金の納付を要する場合、次のとおり必要な書類を提出する。

| 区 分             | 提出方法                                                                                                                                                   |
|-----------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 金融機関等の保証        | <p>○電子証書等の場合<br/>電子証書等を閲覧するための契約情報及び認証情報（PDFファイル又はWORDファイル）を電子契約システムにより提出</p> <p>○紙の保証書等の場合<br/>保証書等の写し（PDFファイル）を電子契約システムにより提出の上、原本を契約予定日までに持参又は郵送</p> |
| 公共工事履行保証証券による保証 |                                                                                                                                                        |
| 履行保証保険契約の締結     |                                                                                                                                                        |

※廿日市市では、現金・有価証券等については、原則取り扱っていません。

#### （2）建設リサイクル法関係書類

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律の対象となる建設工事の場合、落札決定日から5日（休日の日数は算入しない。）を経過する日までに、「法第12条第1項に基づく書面」及び「法第13条及び省令第7条に基づく書面」を電子契約システムにより提出する。

※ 電子契約システムのデータ送受信機能により提出し、電話等により工事担当課に対し内容の説明を行う。